

令和4年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年3月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年3月20日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年3月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年3月24日 14時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年3月24日 14時56分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	▲	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司 功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 4番	菊田健生	議席番号 5番	熊澤威人
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農業振興係主事	高橋彩斗		
	農地調整係長	佐々木和査		
	農地調整係主任	澤口頼太		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（14時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号3番 阿部正光 委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第12回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、4番 菊田健生 委員、5番 熊澤威人 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第12回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第12回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年3月以降の主な会議・行事等日程について

以上、1項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等について協議を行った結果、4月10日午前9時00分に決定となりました。

2 項目め。令和4年度第12回総会についてまず最初に、協議に至った経緯を説明します。

総会は午後1時からの開催となっておりますが今回、開催時間の変更についての協議を行いました。

本来であれば、条例等の制定、廃止、改正は、市役所の総務課が主管する「法規審査委員会」で内容の審査を受けた後に、本総会に提案する流れとなります。

そして、本日の総会に提案する、議案第6号から議案第8号の案件が「法規審査委員会」の審議の対象となっております。

ところが、今月の「法規審査委員会」の開催が、本日の午後1時30分からの開催となり、担当者である佐々木農地調整係長が対応し、その後に本総会に出席するという事態となりました。

このことから、定例の午後1時の開催が難しい状況となり、その対応について協議を行ったものです。

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載したとおり決定され、本日午後2時からの開催となったものです。

続きまして、3 項目め。令和5年度最適化活動の目標の設定等について内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

続きまして、4 項目め。農地の貸借の手続きにおける事務内容の変更について内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

続きまして、5 項目め。総会等諸会議の出席に係るマスク着用の取り扱いについて内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、5 項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より「5 項目め」の説明を行い、また協議事項で事務局より「3 項目め」と「4 項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

高橋末治推進委員より質問が出され、運営委員及び事務局により情報交換が行われました。

続いて、立柳会長から質問が出され、運営委員により情報交換が行われました。

続いて、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第12回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年3月24日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第12回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和5年2月24日から令和5年3月23日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧6番ですが、今回、5条の一時転用の更新ですが、更新の許可が今月の21日までに行われないと違反転用となるため、事前に文書にて農業委員さんには意見を求めさせていただきました。令和5年3月20日の許可で一時転用は更新となります。

更新するにあたっては2カ月前からの想定で2月締切の5日までには5条申請をしなければならなかったということで、いろいろ問題はありましたが、今後はこのようなことがないよう申請期限等は確認していきたいと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は3月17日の金曜日でございます。12件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の18番委員 三浦美恵子 委員、農業委員の19番委員 立柳優 委員、推進委員の西根南地区の1番委員 工藤章夫 委員、推進委員の西根北地区の1番委員 田村保造 委員、推進委員の松尾地区の1番委員 米田公明 委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主任と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 10 件です。

申請番号 1：野駄第 28 地割 334-1、畑、2,722 m²を含む 2 筆 7,213 m²です。賃貸借権設定です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 2：荒木田第 1 地割 2、畑、3,429 m²を含む 12 筆 22,899.47 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付及び自己保全管理しており、権利取得後も同様に作付管理予定です。

申請番号 3：荒木田第 5 地割 143-1、田、1,482 m²を含む 11 筆 15,091 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付及び自己保全管理しており、権利取得後も同様に作付管理予定です。

申請番号 4：安代寄木 18-1、畑、1,144 m²を含む 14 筆 23,725 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人がりんどうを作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 5：帷子第 4 地割 12-3、畑、886 m²を含む 2 筆 946 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 6：平笠第 1 地割 244、田、220 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 7：平笠第 15 地割 90、田、3,048 m²を含む 2 筆 5,098 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 8：堀切第 11 地割 314-2、田、387 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 9：西根寺田第 4 地割 25-2、田、476 m²を含む 7 筆 11,831 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻及び野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 10：西根寺田第 21 地割 157-1、畑、1,270 m²を含む 5 筆 10,797 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付及び自己保全管理しており、権利設定後も同様に作付管理予定です。

次の 4 ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 18 番 三浦美恵子 委員にお願いします。

18 番（三浦美恵子委員）

18 番 三浦美恵子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、松尾中学校から南東へ約 1 km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約 2 km 以内の地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、寺田小学校から西へ約 1.5 km 以内の地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、JR 赤坂田駅から北東へ約 1 km 以内の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、寺田小学校から北東へ約 2.2km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 6 番ですが、位置は、岩手山サービスエリアから東へ約 600m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 7 番ですが、位置は、西根中学校から南西へ約 1.8km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 8 番ですが、位置は、西根第一中学校から南東へ約 150m の地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号 9 番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 3.7km 以内の地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号 10 番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約 2.7km の地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (澤口主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件になります。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：松尾寄木第6地割32番、畑、4,750㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号2：松尾寄木第20地割206番1、田、580㎡を含む2筆644㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 三浦美恵子 委員にお願いします。

18番 (三浦委員)

18番の三浦美恵子です。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平インターチェンジから南西へ約1.7kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は借りて耕作していた方が亡くなり、昭和30年頃から誰も耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は松尾中学校から南西へ約1kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は昭和30年頃から耕作しなくなったことで山林化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当

する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は41件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は24件、そのうち中間管理機構を通じた申請が12件です。使用貸借権設定は13件、そのうち中間管理機構を通じた申請が8件です。所有権移転は4件、そのうち中間管理機構を通じた申請が3件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～6番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号7番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号8番～10番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号11番～12番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 13 番～16 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 17 番は、松尾地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 18 番は、西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での貸借権設定です。

申請番号 19 番～26 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 27 番～28 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 29 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 30 番は、西根北地区と松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 31 番～32 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 33 番～38 番は、西根北地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 39 番～40 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 41 番は、安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 17 ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号38番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（11番 中村 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号38番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号38番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号38番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(11番 中村 委員 着席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号 38 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号38番を除く議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号 38 番を除く議案第 3 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 4 号『令和 5 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』

議長 (立柳会長)

議案第 4 号『令和 5 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

総会資料の 28 ページの資料をお開き願います。

それでは内容の説明をさせていただきます。

昨年 11 月から、農業委員会議でご協議いただきました経緯などについては口頭での説明とさせていただきます。

今回の変更点は計2箇所でございます。

人力の部の変更点から順番に説明させていただきます。

1箇所目、時間給変更となります。岩手労働局が昨年10月20日に発表した最低賃金にあわせて、人力の部の時間給を現在の821円から854円に増額しております。

それに伴い、1日あたり8時間の標準額も6,600円から6,900円と300円の増額をしております。

2箇所目、標題の表記の見直しについてとなります。

燃料費や電気料が高騰しているため、標題の「燃料費の変動に合わせて」の箇所を「燃料費や電気料の変動に合わせて」に表記の見直しを行っております。

変更点は以上となります。

今後の流れでございますが、本日の総会で決定となりましたら、来月4月27日（木曜日）に市内全戸配布となる予定です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『令和5年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

議案の 29 ページをお開きください。

八幡平市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、説明をさせていただきます。

最初に今までの経緯をご説明します。令和 5 年 1 月 10 日の令和 4 年度第 10 回運営委員会及び、同月、1 月 25 日の第 10 回農業委員会議において協議をいただき、さらに 2 月 24 日に開催された第 6 回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議において農業委員及び推進委員の皆様、指針の変更案の協議をさせていただきました。指針案に対し質問・意見を求めたところ、案を修正・変更しなければならない内容の質問はございませんでした。このことから指針の変更案として提出をするものです。

なお、第 10 回運営委員会の中でご協議をいただき、案として総会に提出することで、了承をいただいておりますことを併せて申し添えます。

内容については、先に述べましたとおり、2 月 24 日に開催された第 6 回委員合同会議において説明いたしております。主なものとして農業経営基盤強化促進法の一部改正等農地関連の法律変更による内容の変更及び人・農地プランから地域計画に変更することによる内容変更などであり、委員の皆様にご確認いただいておりますので、この場での内容の読み上げは割愛させていただきます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

議案の 35 ページをお開き下さい。農業委員会等に関する法律となります。

この法律が改正となり、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

このことから、上段に旧法として改正前の法律を記載しており、下段に新法としての改正後の法律を記載しております。

次に、議案の提出及び告示に関する法的根拠について、説明をさせていただきます。

関係する箇所を下線部で表示しております。

この箇所を中心にご覧下さい。

ただ今の議案は、上段、旧法の第 7 条第 1 項に基づき変更を行う提案となり、同条第 3 項に基づき公表を行うこととしております。

但し、指針の公告は令和 5 年 4 月 1 日付けとなるため、公告を行う際は改正後の法律で行うこととなります。

このことから、内容は新法の第 7 条第 1 項に基づき指針を定めることになり、同条第 4 項に基づき公表を行うこととなります。

公告の内容は次のページから 34 ページとなります。内容のご確認をお願いします。

以上、議案として提出いたしますので、ご審議ほどをよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

議案の37ページをお開きください。

最初に、今までの経緯をご説明します。令和5年1月10日の令和4年度第10回運営委員会においてご協議をいただき、同月、1月25日の第10回農業委員会議において、改正案が決定され、本日の総会への提出となるものです。

今回農地法の改正による農地法第3条第2項の削除、及び農地法施行規則の改正による農地法施行規則第17条及び18条の削除により、下限面積が廃止となり、この要綱を適用しなくても農地の取得が可能となり、この要綱を廃止とするものです。

また、議案の作成については市長部局である総務課の法規担当者と協議をしながら作成しており、3月24日に開催されました法規審査委員会の審議において「可」と判断されていることを申し添えます。

なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定をされました後に、3月27日付けで施行の告示を行うものといたします。

告示の内容は次のページとなります。内容のご確認をお願いします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『八幡平市農業経営基盤強化促進法第15条に基づく八幡平市農業委員会による農用地の利用関係調整に関する手続規程の一部改正について』

議長（立柳会長）

次に、議案第7号『八幡平市農業経営基盤強化促進法第15条に基づく八幡平市農業委員会による農用地の利用関係調整に関する手続規程の一部改正について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

議案の39ページをお開きください。

最初に、今までの経緯をご説明します。令和5年1月10日の令和4年度第10回運営委員会においてご協議をいただき、同月、1月25日の第10回農業委員会議において、改正案が決定され、本日の総会への提出となるものです。

次に、一部改正となる箇所についてご説明をします。

41ページの新旧対照表となります。横向きに印刷した資料となります。

現行及び改正後ともに、改正する箇所を下線部で表示しております。

向かって左側の現行、冒頭の題名「第15条」が向かって右側の改正後、「第16条」に変更になります。おなじく第1条も、向かって左側の現行、「第15条」が向かって右側の改正後、「第16条」に変更になります。

向かって左側の現行、第3条第2項第1号から第6号ですが、向かって右側の改正後、1号ずつ繰り下がります。向かって右側の改正後、第1号を次のとおりとします。「法第19条第1項に規定する地域計画に沿った調整を行うこと」 向かって左側の現行、第3号「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」を向かって右側の改正後、第4号「農地中間管理機構」に変更します。

向かって左側の現行、第5条第1項「法第15条第3項」を向かって右側の改正後、「法第26条

第1項」に変更します。

次のページとなります。

向かって左側の現行、第7条「市に対し農用地利用集積計画」を向かって右側の改正後、「農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画」に変更します。

変更は以上です。

また、議案の作成については市長部局である総務課の法規担当者と協議をしながら作成しており、3月24日に開催されました法規審査委員会の審議において「可」と判断されていることを申し添えます。

なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定をされました後に、3月27日付けで施行の告示を行うものとしたします。

告示の内容は次のページとなります。内容のご確認をお願いします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第7号『八幡平市農業経営基盤強化促進法第15条に基づく八幡平市農業委員会による農用地の利用関係調整に関する手続規程の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について』

議長（立柳会長）

次に、議案第8号『市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

議案の 43 ページをお開きください。

最初に、今までの経緯をご説明します。令和 5 年 1 月 25 日の第 10 回農業委員会議においてご協議をいただき、改正案が決定され、本日の総会への提出となるものです。

次に、一部改正となる箇所についてご説明をします。

45 ページの新旧対照表となります。横向きに印刷した資料となります。

現行及び改正後ともに、改正する箇所を下線部で表示しております

向かって左側の現行、第 5 条第 1 項第 4 号「農用地利用集積計画」が向かって右側の改正後、「農用地利用集積等促進計画」に変更となります。向かって左側の現行、第 5 号と第 6 号を削除します。

向かって左側の現行、第 7 号を向かって右側の改正後、第 5 号に変更します。

また、議案の作成については市長部局である総務課の法規担当者との協議をしながら作成しており、3 月 24 日に開催されました 法規審査委員会 の審議において「可」と判断されていることを申し添えます。

なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定をされました後に、3 月 27 日付けで施行の告示を行うものといたします。訓令の内容は次ページとなります。内容のご確認をお願いします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 8 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 8 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 8 号『市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 9 号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

議長（立柳会長）

次に、議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、議案の説明に入らせていただきます。総会資料の47ページをお開きください。別紙、八幡平市農業委員会事務局職員の任免についてとなります。

（別紙資料内容の説明）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時56分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第12回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年4月25日

会 長 _____

4 番委員 _____

5 番委員 _____

令和4年度

第12回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年3月24日（金）午後2時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第12回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第4号 令和5年度農作業労賃と機械利用料金標準表について
 - 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
 - 議案第6号 八幡平市空き家等に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について
 - 議案第7号 八幡平市農業経営基盤強化促進法第15条に基づく八幡平市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部改正について
 - 議案第8号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について
 - 議案第9号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について
- 5 閉 会